

該債権を制限する特約は無効とす。

六、小作地の賣却

地主が小作地を売却せんとする場合、地主は其土地の小作人に対し、其旨を通知するを要す。

小作人は売却の意思ある場合に於て、右通知を受けたる後一ヶ月以内に其買取に同意する條件を附して回答するを要す。此場合、價格其他の條件に争ひある時は小作審判所の判定を受けることを得。

七、小作地の消滅

(1) 小作人は小作人が相当の理由なく引籠り三ヶ年小作料を滞納したる時、又は小作人が著しく小作地を荒蕪せしめ、其小作地に永久の損害を及ぼす可き行為を為したる時、小作審判所の判定後三ヶ年を経過したるに依り消滅す。但し消滅が収穫後付前、慣習に依りて定りたる時期、其他小作人の積蓄最も少き時期に非らざる時期に當る場合に於いては、其収穫を終りたる時までは依りて定まりたる時期、亦は尔後五年以内の期間最下少き時期まで存続するものと更被す。

二、小作料

一、小作料の支拂

(1) 現物小作料は其年々の其小作地に収獲したる普通品又は相當品を以てす。現物小作料の換算標準は、其年々その地方の生産物の普通品の収穫後三ヶ月の平均相場とす。

(2) 小作料の支拂に於て、現物の場合は収穫後三ヶ月以内、金銭の場合は六ヶ月以内を支拂ひたるときは支拂に遡及すべきものとす。

(3) 小作料を分納することを得

(4) 小作料支拂に遅滞ありたるときは金銭小作料に限り地主は損害賠償として年百分の五以下の利息を請求することを得、物納小作料に利息を請求し又は金銭小作料に年百分の五以上の利息を請求することを得ず、損害賠償